

石川県訪日外国人需要獲得支援事業費補助金交付要綱 (伝統的工芸品分野)

(通則)

第1条 石川県訪日外国人需要獲得支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、石川県補助金交付規則(昭和34年石川県規則第29号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の目的)

第2条 この補助金は、石川県内において、伝統的工芸品及びこれに関連する工芸品の製造に携わっている事業者又は事業者からなる協同組合等が、訪日外国人を受け入れるために行う外国語による適切な説明表記などの環境整備に対して補助金を交付することにより、外国人需要を獲得し、伝統的工芸品産地の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「伝統的工芸品」とは、石川県内において「伝統的工芸品の振興に関する法律(昭和49年法律第57号)」の規定により指定を受けたもの、「石川県伝統的工芸品指定要綱(昭和62年11月21日制定)」により指定を受けたもの及びこれら以外の石川県内の工芸品で、概ね100年以上前からの伝統的技術・技法により手工業的に生産されているもので、別表1に掲げるものをいう。

(補助金交付の対象となる者)

第4条 補助金交付の対象となる者は、次のとおりとする。

- ・「伝統的工芸品の振興に関する法律」に基づく指定を受けた協同組合
- ・「石川県伝統的工芸品指定要綱」に基づく指定を受けた団体
- ・上記の2つ以外の工芸品として前条に定めるものの製造に従事している事業者

(補助金交付の対象となる事業)

第5条 補助金交付の対象となる事業は、前条に定める者が訪日外国人を受け入れるために行う外国語による適切な説明表記などの環境整備に係るものとし、別表2に掲げるとおりとする。

(補助金交付の対象となる経費)

第6条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条の事業を実施するために直接必要な経費であって、別表2に掲げる経費のうち石川県知事(以下「知事」という。)が適当と認めたものとする。

(補助率及び補助金の額)

第7条 補助金については、補助率は補助対象経費の3分の2以内、交付額は1交付先あたり50万円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、別記様式第1号による補助金交付申請書等に必要な書類を添えて、別に定める期日までに知事へ提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上適当と認められるものについて補助金の交付決定を行い、その決定内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を申請者に対し、別記様式第2号による補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(補助事業の変更、中止又は廃止の承認)

第10条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに別記様式第3号による申請書1通を知事へ提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又はこれに係る経費及びその配分を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更の場合はこの限りでない。

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認を行う際には必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が申請書に記載した予定期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記様式第4号の補助事業遅延等報告書を知事へ提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業遂行状況の報告)

第12条 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者から指示した期日における補助事業の遂行状況に関し、別記様式第5号の報告書を提出を求めることができる。

(補助事業の実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第11条の規定により補助事業廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日又は3月31日までのいずれか早い日までに別記様式第6号の補助事業実績報告書を知事へ提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類審査及び必要な調査を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金交付の内容（第11条の規定に基づく承認を行った場合は、その承認後の内容。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付した補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の補助金の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、補助事業者に対しその超過部分について補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の概算払及び精算払の請求)

第15条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、別記様式第7号による概算払又は精算払の請求書を知事へ提出しなければならない。

(補助事業の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確に記した帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日が属する自ら

の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助事業により取得した財産の管理及び処分)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得した著作権等の知的財産権がある場合は、当該補助事業完了後もこれを管理すると共に、補助金交付の目的に従って効果的な運用を図らなければならない。

2 知事は、補助事業者が前項の知的財産権を活用して収益を上げている場合は、補助率に応じた額を県へ納付するよう命じる場合がある。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもの以外に必要な事項が生じた場合は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。